

前橋市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職員の員数)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の規定により置くべき各職員の員数(前橋市地域包括支援センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市長が適当と認める者により構成されるものをいう。以下「運営協議会」という。)が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることのできる。次条において同じ。)は、次の各号に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(職員の員数の例外)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における職員の員数は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 運営協議会が地域包括支援センターの効率的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数に基づき前条第2項の規定により算定した常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項に掲げる者のうちから2人とする。</p>	<p>(職員の員数)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の規定により置くべき各職員の員数は、次の各号に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(職員の員数の例外)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合における地域包括支援センターに置くべき職員の種類及び員数は、別表のとおりとする。</p> <p>(1) 市における第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満である場合</p> <p>(2) 市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合若しくは広域連合に該当することとなった場合であって、前条に規定する基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支</p>

(2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると運営協議会において認められた場合における地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、別表のとおりとする。

(運営)

第6条 地域包括支援センターは、運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

障があると次条に規定する前橋市地域包括支援センター運営協議会において認められたとき。

(3) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると次条に規定する前橋市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

(運営)

第6条 地域包括支援センターは、前橋市地域包括支援センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者、第1号被保険者又は第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市長が適当と認めるものにより構成されるものをいう。)の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。